

随意契約理由書

1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステム端末等機器 一式借入

2 契約の相手方

NEC キャピタルソリューション株式会社

3 随意契約理由

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「本システム」という。）端末等機器は、NEC キャピタルソリューション株式会社と平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで再リース契約を行っており、令和元年 12 月で契約期間満了を迎えるため、令和 2 年 1 月から新たな機器に入れ替える。

令和元年 9 月 2 日付けの総務省通知で市町村にて交付円滑化計画を作成（ICT戦略室）し、マイナンバーカード取得促進に伴うマイナンバーカード交付の業務増で端末増設を行う事が必要となり、早急に入札準備を進めたが、最短で令和 2 年 3 月 23 日リース開始となったため、増設分の新規リース開始までの期間（令和 2 年 1 月 1 日～3 月 22 日まで）は現行端末を再リースにより利用する。

以上の理由から、引き続き現行機器を賃貸借することが必要であるので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7339）